

議案第 28 号

地域自治の取扱いについて

地域自治の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 13 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

長岡方式の地域自治

長岡方式の地域自治のあり方

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。

地域自治組織の新たな仕組みを検討している国では、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律の改正及び合併に関する新たな法案を提出し、「合併特例区(法人格を有する)」や「地域自治区(行政区タイプ)」の設置ができるよう検討している。

しかし、法案では、「合併特例区」が担うことのできる業務は、地域の集会所・コミュニティセンターの管理や、地域振興イベント、里山・ブナ林管理などで、区長の権限が限られており、また区の設置期間も5年を限度とされている。

そこで長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。

また「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである。

地域自治組織の設置期間

地域自治組織の設置期間については、概ね10年間とする。ただし、5年経過後にそれまでの成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

地域自治組織のしくみ

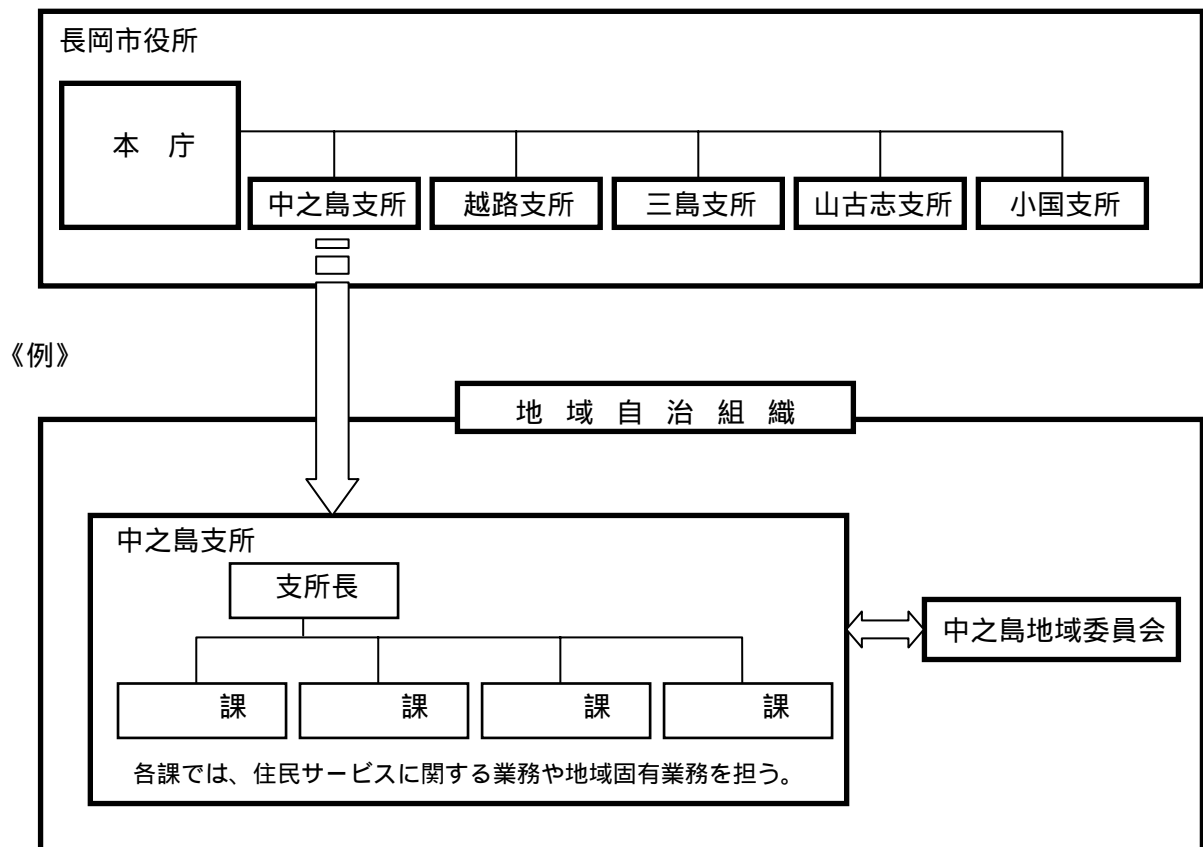
地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

1 支所機能

支所は、次の業務を行うものとする。

- (1) 通常の住民サービス
- (2) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
- (3) 支所で行ったほうが効果的な業務

組織のイメージ



2 支所長の位置付け

- (1) 選任方法

市長が選任する。

- (2) 職務

ア 支所を総括する。

イ 地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。

3 地域委員会

(1) 名称

地域委員会とする。(例 中之島地域委員会)

(2) 役割

- ア 当該地域のまちづくりに係る提案
- イ ふるさと創生基金(仮称)を活用したまちづくりの推進
- ウ 当該地域に係る各種計画策定・変更の協議
- エ 当該地域に係る施策の協議
- オ 支所で行う地域固有業務の検討
- カ その他市長が認めるもの

(3) 委員の選任方法

委員の選任及び委員数は、地域の実情に応じて市長が定めるものとする。

(4) 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(5) 委員会の長

委員会の長は、委員の中から互選する。

(6) 委員長の任期

委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(7) 委員の報酬

原則として、委員には報酬を支給しないものとする。

(8) 事務局

支所が地域委員会の事務を担う。

4 支所の予算

支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費及び地域振興事業補助金(仮称)を有することとし、個性あるまちづくりを実施継続できる仕組みを確保する。

(1) 予算要求について

各支所は、支所に係る経費について本庁の各所管部局に予算見積書を提出し、本庁各部局は、財政課に予算見積書を提出する。

(2) 予算配当及び執行について

財政課は、予算を本庁各部局に配当し、本庁各部局は、支所執行分についてそれぞれの支所に再配当する。

(3) ふるさと創生基金（仮称）について

ア 合併特例債等により積み立てる基金は、効率的運用の観点から本庁で一括管理するが、本庁及び各支所に枠（持ち分）を設定する。

イ 各支所の持ち分から生じる運用益は、各支所予算の特定財源として取扱う。

ウ 本庁の持ち分の運用益は、財政課が所管し、旧長岡市域のコミュニティ活動経費に活用する。

(4) 地域振興事業補助金（仮称）について

地域振興事業補助金(仮称)は、地域内のさまざまなコミュニティ関係団体が、地域や産業の活性化及び子どもたちが生き生きと育つ地域環境整備のために、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合、それらの団体に交付するものとする。

各支所で行いたい地域固有業務一覧

	産 業 ・ 観 光	福 祉	除 雪 ・ 土 木	コミュニティ・教 育	
中之島町	産業まつり補助金	敬老会	融雪施設整備事業	公民館自主事業	
	夏まつり事業補助金			つくる塾	
	東京中之島会交流事業			乗車券類簡易委託販売業務委託	
	地域とも補償園芸振興補助金			衛生害虫駆除業務	
	代償用水路維持管理費契約負担金			自転車通学生徒ヘルメット購入費助成	
	大竹邸共有財産維持管理費負担金			コシヒカリ学校給食負担金	
	入澤記念庭園管理			生活交通確保対策運行補助事業	
			事務嘱託員設置事業		
越路町	酒造従業員組合補助金	敬老会	道路維持一般経費	町内会事務委託料	地域遺産保存整備等活動助成金
	イベント委託料		道路除雪経費	町内バス運行補助費	公民館活動費
	ほたる保護活動費支援		消雪施設整備関係事業	各種大会事業(町民 大会)	
	観光協会補助金			中学生海外派遣事業	
	とも補償事業補助金			国際交流員賃金	
	ふるさと越路会			各種団体補助金	
三島町	全日本丸太早切り大会補助金	敬老会	道路維持管理事業	行政事務委託	地域づくり推進事業
	三島まつり補助金		道路機械除雪事業	路線バス乗り入れ協力金	同報系防災無線の活用
	産業まつり補助金		消雪パイプ光熱水費	放課後児童健全育成事業	大字公民館活動助成金
	首都圏みしま会交流事業		消雪パイプ維持管理委託	駅伝大会	町文化協会補助金
	地産地消推進事業		合併処理浄化槽維持管理事業	その他のイベント等	公民館事業
	とも補償推進事業			地区コミュニティ育成支援事業	交通安全対策関係事業
				三島地区コミュニティ連絡協議会運営事業	西山連峰マラソン大会補助金
山古志村	牛の角突き	敬老会	除雪対策	福祉バス(代替路線バス)	中学生海外派遣研修
	古志の火まつり		除雪ステーションの設置	公民館活動	国際交流員
	棚田保全		隊員の確保管理	社会教育活動	スクールバス、郊外活動バス運行
	錦鯉産業振興		機械器具の確保整備	社会体育活動	役場事務嘱託員
			合併処理浄化槽建設・維持管理事業		
小国町	もちひとまつりの開催	福祉のつどい	消雪パイプ事業	ヨウ素剤配備の助成	ふれあい推進協議会補助
	おぐにまつり関係事業	福祉住宅整備貸付	冬期集落保安要員設置対策事業	事務嘱託員設置事業	1集落1事業補助
	イチョウ団地保育事業	金利子補給事業		生活交通確保対策事業(生活路線バス)	集落計画作成事業支援
	公的分収林整備促進事業(造林地保育)	敬老会		集落ふれあい人づくり事業	愛蔵書センター
		米寿のお祝い			
	白寿のお祝い				

